

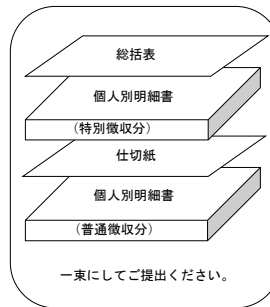
普通徴収該当理由書 兼 仕切紙

指定番号 _____

下表の普通徴収該当理由に該当する方がいる場合は、人数を記入してください。理由区分のいずれかの理由に該当する場合のみ、普通徴収対象者となります。

理由区分	普通徴収該当理由	人数
普A	他の事業所で特別徴収されている方（乙欄該当者）	人
普B	給与の支払が不定期の方（給与の支払がない月がある方）	人
普C	個人事業主の事業専従者（毎月給与の支払がある場合は除く）	人
普D	退職者または退職予定者（令和6年5月末まで）	人
普通徴収該当者 合計人数		人

- 普通徴収該当者の給与支払報告書（個人別明細書）は「普通徴収該当理由書兼仕切紙」の後ろにまとめてください。（右図参照）
- 普通徴収該当者の給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に理由区分（普A～普D）を記入してください。（eLTAX等の電子申告を御利用の場合も記入してください。）
- 「普通徴収該当理由書兼仕切紙」の提出がない場合は、特別徴収対象者となります。
- 理由区分「普D」は、休職等により令和6年4月1日現在で給与の支払を受けていない方も含みます。



特別徴収に関するQ&A

Q. 従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？

A. 原則として、パートやアルバイトであっても毎月継続して勤務している場合は、特別徴収をしなくてはなりません。ただし、支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている場合（年俸一括払い・毎月給与が支給されない者など）は特別徴収する必要はありません。また、他の事業主から支給される給与から特別徴収されている者についても特別徴収する必要はありません。

Q. 従業員数の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？

A. 特別徴収しなければなりません。ただし、給与の支払いを受ける者が常時10人未満である場合に、特別徴収税額を毎月ではなく年2回に分けて納入できる制度（「納期の特例」）を利用することができます。

Q. 特別徴収のメリットは何ですか？

A. 従業員（納税義務者）が金融機関に向いて納税する手間が省けるほか、納付忘れにより滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。さらに、特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収（年4回）に比べて1回あたりの納税額が少なくて済みます。

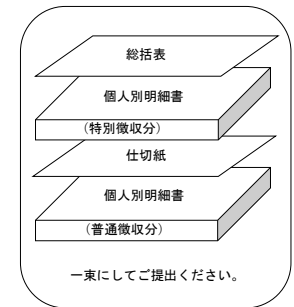
普通徴収該当理由書 兼 仕切紙

指定番号 _____

下表の普通徴収該当理由に該当する方がいる場合は、人数を記入してください。理由区分のいずれかの理由に該当する場合のみ、普通徴収対象者となります。

理由区分	普通徴収該当理由	人数
普A	他の事業所で特別徴収されている方（乙欄該当者）	人
普B	給与の支払が不定期の方（給与の支払がない月がある方）	人
普C	個人事業主の事業専従者（毎月給与の支払がある場合は除く）	人
普D	退職者または退職予定者（令和6年5月末まで）	人
普通徴収該当者 合計人数		人

- 普通徴収該当者の給与支払報告書（個人別明細書）は「普通徴収該当理由書兼仕切紙」の後ろにまとめてください。（右図参照）
- 普通徴収該当者の給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に理由区分（普A～普D）を記入してください。（eLTAX等の電子申告を御利用の場合も記入してください。）
- 「普通徴収該当理由書兼仕切紙」の提出がない場合は、特別徴収対象者となります。
- 理由区分「普D」は、休職等により令和6年4月1日現在で給与の支払を受けていない方も含みます。



特別徴収に関するQ&A

Q. 従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？

A. 原則として、パートやアルバイトであっても毎月継続して勤務している場合は、特別徴収をしなくてはなりません。ただし、支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている場合（年俸一括払い・毎月給与が支給されない者など）は特別徴収する必要はありません。また、他の事業主から支給される給与から特別徴収されている者についても特別徴収する必要はありません。

Q. 従業員数の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？

A. 特別徴収しなければなりません。ただし、給与の支払いを受ける者が常時10人未満である場合に、特別徴収税額を毎月ではなく年2回に分けて納入できる制度（「納期の特例」）を利用することができます。

Q. 特別徴収のメリットは何ですか？

A. 従業員（納税義務者）が金融機関に向いて納税する手間が省けるほか、納付忘れにより滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。さらに、特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収（年4回）に比べて1回あたりの納税額が少なくて済みます。